## 電子申請届出システムの利用開始について

令和6年3月28日

大田原市高齢者幸福課介護管理係

# 概要

〇介護保険法施行規則の改正に伴い、令和6年4月1日から<u>「厚生労働大臣が定める様式」</u>と厚生労働省<u>電子申請・届出システム」(ウェブ入力(オンライン化))</u>の使用が基本原則化されることとなった。

〇本市においては、厚生労働大臣が定める様式は令和6年4月1日から(※)、厚生労働省「電子申請・届出システム」は令和6年度上半期(第2四半期)から対応するため準備を進めている。

※令和6年4月1日からは、変更届出書等の様式は「厚生労働大臣が定める様式」に変更になります。新しい様式で申請を行ってください。

# 本市の導入範囲(サービス種別や手続き)

※導入時

## ○サービス種別

本市が指定権者となるすべてのサービス

- ・指定(介護予防)地域密着型サービス
- ・指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

## ○手続き

新規指定申請、更新申請、変更届出、廃止届出、休止・再開の届出 (加算に関する届出を除く)



↑ ホーム

Google カスタム検索

Q 検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

### 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文 書標準化

#### 介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口について

◎介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を 設置しました。

#### 【要望専用窓口】

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo hotline

◎これまでにいただいた要望について取りまとめた資料を公表しました。

【事務連絡】 「介護分野の行政手続きに関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口」 受付状況等の公表について [149KB] □

【資料】

PF 要望の取りまとめ公表資料 [513KB] □

## 1. 電子申請・届出システムの概要 157 -

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

#### 2. 指定申請様式等の使用原則化(令和6年4月1日以降)

#### (1) 厚生労働大臣が定める様式等(令和6年4月1日以降に使用)

#### 指定居宅サービス事業所等

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [343KB] ©	X EXCEL版 [482KB] ©
標準様式	PDF版 [3.5MB] @	EXCEL版 (zip)
チェックリスト等	PDF版 [381KB] @	EXCEL版 (zip)

#### 指定地域密着型サービス事業所等

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [1.8MB] ©	X EXCEL版 [343KB] 口
標準様式	PDF版 [5.9MB] @	EXCEL版 (zip)
チェックリスト等	PDF版 [295KB] @	EXCEL版 (zip)

#### 基準該当サービス事業所等

標準様式	PDF版 [399KB] @	EXCEL版 (zip)	
------	----------------	--------------	--

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [724KB] (2	X EXCEL版 [133KB] 口
標準様式	PDF版 [1.4MB] @	EXCEL版 (zip)
チェックリスト等	PDF版 [112280]	EXCEL版 (zip)

【別紙1】厚生労働大臣が定める様式

No.	分類	様式番号	様式・付表名
1	居宅施設	様式第一号 (一)	指定(許可)申請書
2		様式第一号 (二)	指定(許可)更新申請書
3		様式第一号 (三)	指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請書
4		様式第一号 (四)	指定を不要とする旨の届出書
5		様式第一号 (五)	変更届出書
6		様式第一号 (六)	再開届出書
7		様式第一号 (七)	廃止・休止届出書
8		様式第一号 (八)	指定辞退届出書
9		様式第一号(九)	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書
1 0		様式第一号 (十)	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書
1 1		様式第一号(十一)	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書
1 2		付表第一号(一)	訪問介護事業所の指定に係る記載事項
1 3		付表第一号(二)	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項
1 4		付表第一号(三)	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項
1 5		付表第一号 (四)	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係 る記載事項

1 6		付表第一号(五)	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項
1 7		付表第一号(六)	通所介護事業所の指定に係る記載事項
1 8		付表第一号(七)	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係 る記載事項
1 9		付表第一号(八)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 (単 独型)
2 0		付表第一号(九)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 (空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)
2 1		付表第一号(十)	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 (空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)
2 2		付表第一号(十一)	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項
2 3		付表第一号(十二)	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定に係 る記載事項
2 4		付表第一号(十三)	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項
2 5		付表第一号(十四)	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項
2 6		付表第一号(十五)	介護老人福祉施設の指定に係る記載事項
2 7		付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可に係る記載事項
2 8		付表第一号(十七)	介護医療院の許可に係る記載事項
2 9	地域密着型	様式第二号 (一)	指定(許可)申請書
3 0		様式第二号(二)	指定更新申請書

3 1	様式第二号 (三)	廃止・休止届出書
3 2	様式第二号 (四)	変更届出書
3 3	様式第二号 (五)	再開届出書
3 4	様式第二号 (六)	指定辞退届出書
3 5	様式第二号 (七)	指定介護予防支援委託(変更)の届出書
3 6	付表第二号 (一)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項
3 7	付表第二号 (二)	夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項
3 8	付表第二号 (三)	地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項
3 9	付表第二号 (四)	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に 係る記載事項(単独型・併設型)
4 0	付表第二号 (五)	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に 係る記載事項(共用型)
4 1	付表第二号(六)	小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項
4 2	付表第二号(七)	認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 の指定に係る記載事項
4 3	付表第二号(八)	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項
4 4	付表第二号 (九)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項
4 5	付表第二号(十)	複合型サービス事業所の指定に係る記載事項

4 6		付表第二号(十一)	指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項
4 7		付表第二号(十二)	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項
4 8	総合事業	様式第三号 (一)	変更届出書
4 9		様式第三号 (二)	再開届出書
5 0		様式第三号 (三)	廃止・休止届出書
5 1		様式第三号 (四)	指定申請書
5 2		様式第三号 (五)	指定更新申請書
5 3		付表第三号 (一)	訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項
5 4		付表第三号 (二)	通所型サービス事業所の指定に係る記載事項

# 導入の手引きやデモ画面

厚生労働省「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、 文書標準化」のホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigoshinsei.html)をご参照ください。

○導入の手引き 電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver.2 ~事業所向け~

○デモ画面 デモ電子申請システム https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

# デモ画面

#### 事業所向け

## 電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを使い申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

#### 接続について

申請届出URL: 【https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/】

ログインID:以下いずれかのIDをご利用ください。

(デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。)

「<u>demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp</u>」 「<u>demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp</u>」 「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード:「password」(上記ID全てと共通のパスワードです。)

#### 確認事項

・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。 (本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっております。)

#### 注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能です。申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法について

**- 164 -**

のお問い合わせは原則受け付けておりません。

・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

# 導入前に行うこと

電子申請届出システムを利用する場合、GビズIDの取得が必須となります。

- ・GビズIDとは、法人・個人事業主向け共通認証システムのこと。
- ・GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログ インが可能。
- ・アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はなし (令和3年8月現在)。
- ・GビズIDには、「プライム」、「メンバー」、「エントリー」といった3種類の アカウントがあるが、「電子申請届出システム」にログインする際は、「プラ イム」、「メンバー」のアカウントのみからログインが可能。法人の場合、 gビズIDプライムは「書類郵送申請」により取得します。(「印鑑証明書」や 「登録印」、「SMSが受信できる電話番号(スマートフォン)」が必要となる。)

※参考:GビズID クイックマニュアル gBizIDプライム編 問い合わせ先:デジタル庁 GビズIDヘルプディスク - 0570-023-797【平日:9:00-17:00】

# 操作ガイド(事業所向け)説明動画について

### 事業所向け

### 電子申請・届出システム 操作ガイド (事業所向け)説明動画

操作ガイド(事業所向け)説明動画は、「操作ガイド(事業所向け)」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。。

#### ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴くださいなお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl\_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー(共通機能)編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	— 166 — 利用準備編~申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

# 参考ホームページ

〇介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化(厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

○電子申請・届出システム Q&A (2023年12月27日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001185397.pdf

○厚生労働省「電子申請・届出システム」 (システムへのログイン・GビズID作成) https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

## 参考

GビズIDアカウントの作成方法

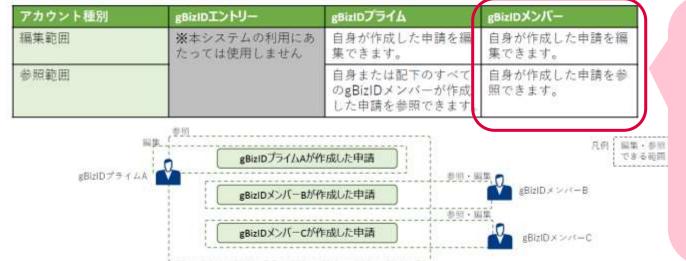
### GビズIDのアカウント作成方法

GビズIDホームページのトップ画面からアカウントを作成してください。電子申請届出システムで利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBizIDプライム」と「gBizIDメンバー」です。(「gBizIDエントリー」はご利用頂けません。)

#### 1.電子申請届出システムにおけるGビズIDについて

#### 1-2.GビズIDのアカウントごとの違い

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。アカウント種別ごとで申請情報の編集・参照範囲が異なります。



その他、自治体直営の介護事業所からの申請届出の際には、当該事業所用のgBizIDメンバーIDを使用することが良いです。

例)直営の地域包括支援センターからの介護予防支援の指定申請・届出、介護予防支援の委託の届出

#### 注意事項

gBizIDメンバー間で相互編集・参照できません。申請情報共有の場合は、gBizIDプライムまたは担当のgBizIDメンバーが申請届出データ・派付ファイルを出力して、本システム外で共有をおこなってください。

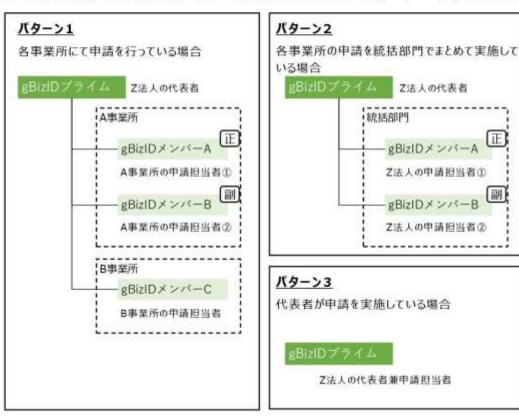
出所)電子申請届出システム ホームページ「電子申請届出システムの利用にあってのませば、「「「を動き」について ver1.01」 (<a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operationgbrzho101.pdf">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operationgbrzho101.pdf</a>、令和6年2月16日閲覧)

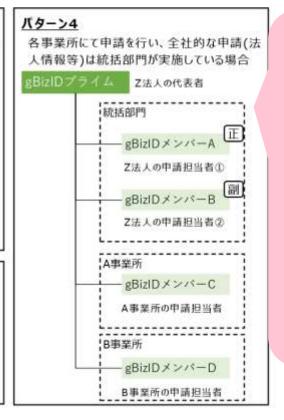
## GビズIDの利用パターン(介護事業所の場合)

### 1.電子申請届出システムにおけるGビズIDについて

#### 1-3.本システムにおけるGビズIDの利用パターン例

本システムを利用するにあたり、以下のようなGビズIDの利用パターンが考えられます。GビズIDの運用にあたり参考にしてください。





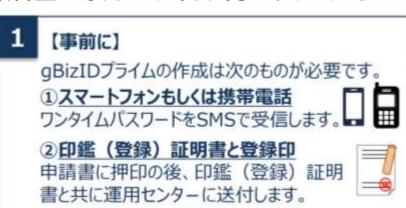
介護保険上の指定 届出の担当が複数 に分かれている場 合、自治体内でも 同様にGビズプラ イムIDとメンバー IDの整理を行う必 要があります。

(例えば、プライム ID=一番上位組織、 メンバーID:複数 担当の整理等)

- 5

出所)電子申請届出システム ホームページ「電子申請届出システムの利用にあってのGビズIDで重用について ver1.01」 (<a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation.gb/z">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation.gb/z</a> 1 01.pdf、令和6年2月16日閲覧)

アカウントを持っていない方がgBizIDプライムのアカウントを作成する手順です。 また、書類審査は原則、2週間以内です。ご注意ください。



法人	印鑑証明書※ 法務局発行のもの	代表者印
個人事業主	印鑑登録証明書市区町村発行のもの	個人の実印

注意:発行日より3ヶ月以内の原本

※年金基金、健康保険組合の方は印鑑証明書に掲載必須 の項目があります。下記ファイルを参照し、作成してください。 【ファイルの掲載場所】

「TOPページ」→「利用者向けマニュアル」ページの【年金基金/健康保険組合向け様式】の下「印鑑証明書フォーマット」

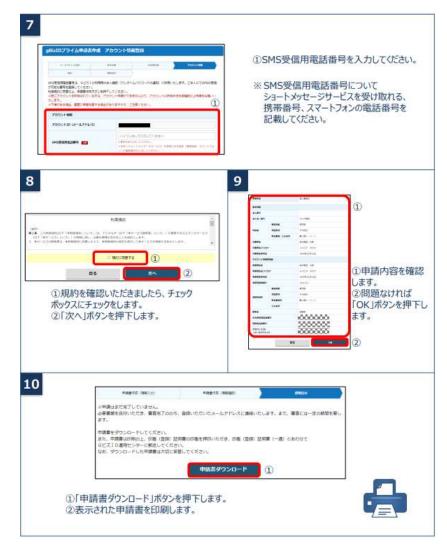


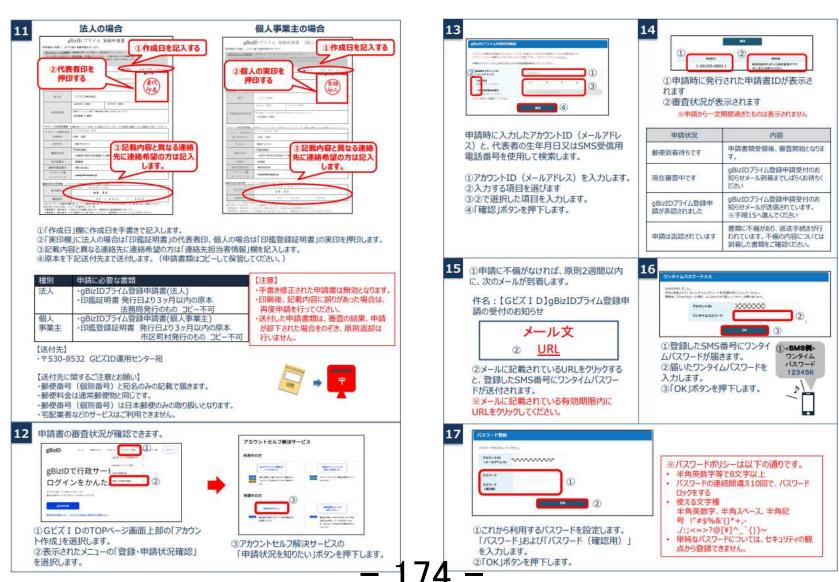
- ・介護事業所からのgBizIDに関する問合せについてもご活用いただけます。
- ・詳細については、gBizIDのホームページ、または電子申請届出システムの【ヘルプ】の参考資料をご参照ください。









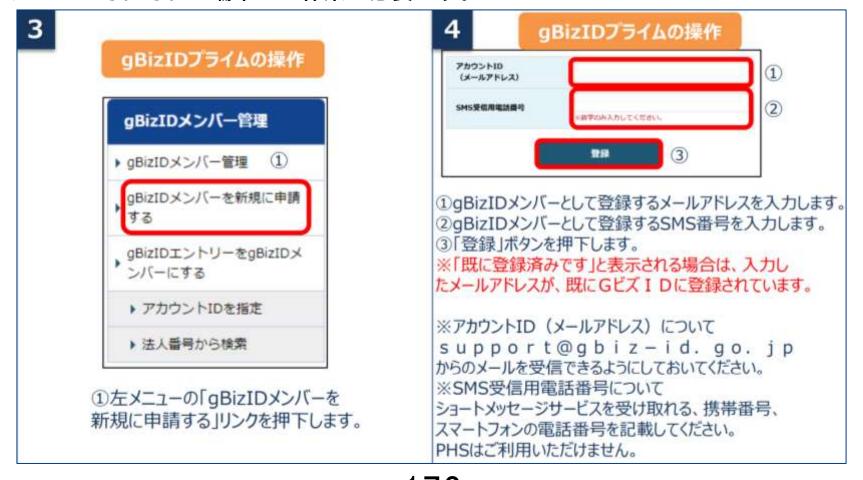


出所)gBizIDホームページ「GビズIDクイックマニュアルgBizIDプライム編」(https://gbfz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual Prime.pdf、令和6年2月16日閲覧)

アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバー を作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムと gBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



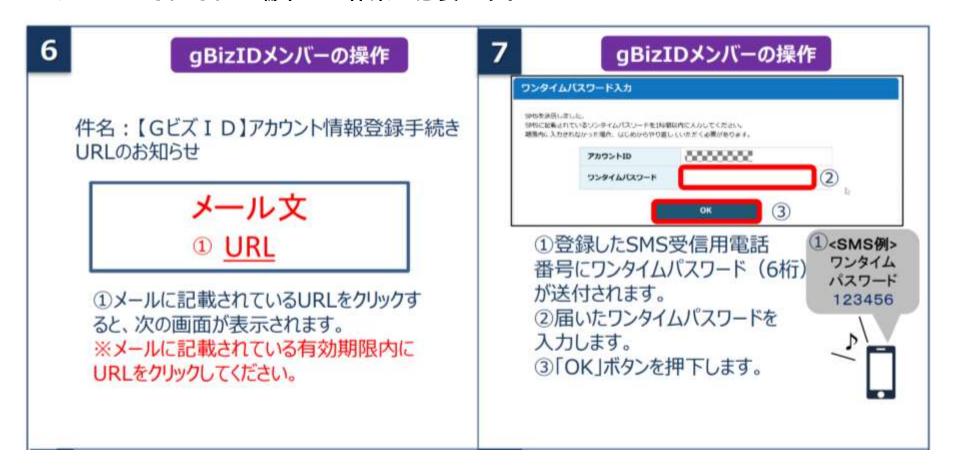
アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバー を作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムと gBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバーを作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムとgBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



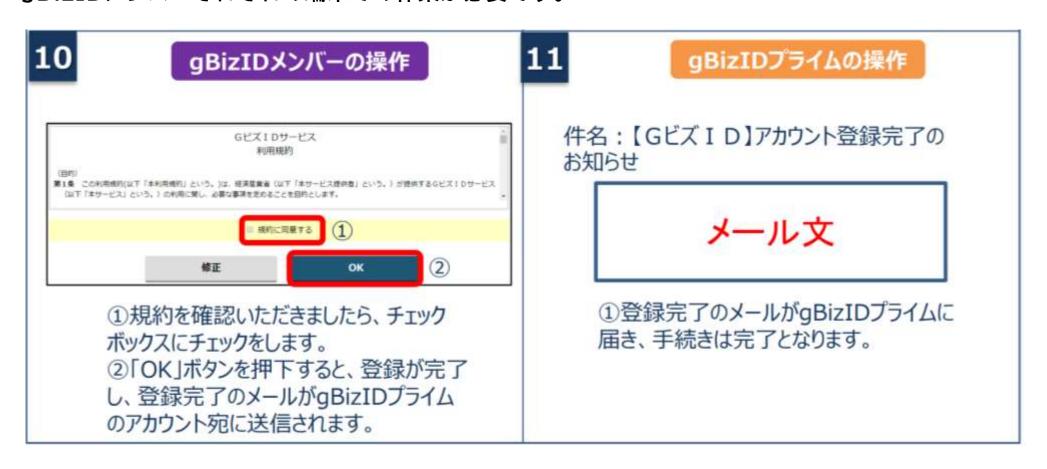
アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバー を作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムと gBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバー を作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムと gBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



アカウントを持っていない方がgBizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。gBizIDメンバー を作成する前に、gBizIDプライムを作成する必要があります。この作業は、gBizIDプライムと gBizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。



### 【参考】gBizIDメンバー権限設定について

介護事業所がgBizIDメンバーのアカウントを使用する際、gBizIDプライムのアカウントで 利用サービスの設定を行う必要があります。

